

シャープ 103億円申告漏れ

大阪国税指摘 所得隠し12億円

過去の赤字による繰越欠損金と相殺され、法人税の追徴課税はなかった。ただ、消費税については約1億円の納付漏れを指摘され、追徴課税された。同社は既に納付を済ませたという。

関係者の話によると、問題を指摘されたのは海外子会社との取引。同社は一部の製品を通常より

安い価格で卸しており、同国税局は所得を意図的に圧縮したと認定したもようだ。製品の大量購入に伴う値引きなど、経済的に合理性が認められる取引とも言えないと判断したとみられる。

同社広報部は「国税当局と見解の相違はあるが、指摘に従い修正申告したい」としている。

シャープが大阪国税局の税務調査を受け、2014年3月期までの3年間で約103億円の申告漏れを指摘されたことが29日、関係者への取材で分かった。うち約12億円が仮装・隠蔽を伴う所得隠しと認定された。海外子会社との取引を巡り、所得を意図的に圧縮したと判断されたもようだ。同社は指摘に従い修正申告する方針。